

さいたま市  
景観計画



# さいたま市景観計画

## 目次

序章 はじめに	1
1. 背景と目的	1
第1章 景観計画の区域	2
1. 景観計画の区域	2
2. 景観計画区域図	3
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	4
1. 都市景観形成の基本方針	4
2. 都市景観形成の方針	4
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	6
1. 用語の定義	6
2. 届出制度	6
3. 届出対象行為	7
4. 景観誘導区域における景観形成基準	8
5. 景観保全区域における景観形成基準	9
6. 宮原景観形成特定地区における景観形成基準	10
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	12
1. 景観重要建造物の指定の方針	12
2. 景観重要樹木の指定の方針	12
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項	13
1. 屋外広告物の規制誘導に関する基本的考え方	13
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	13
第6章 景観重要公共施設の指定の方針	14
1. 景観重要公共施設の指定の方針	14



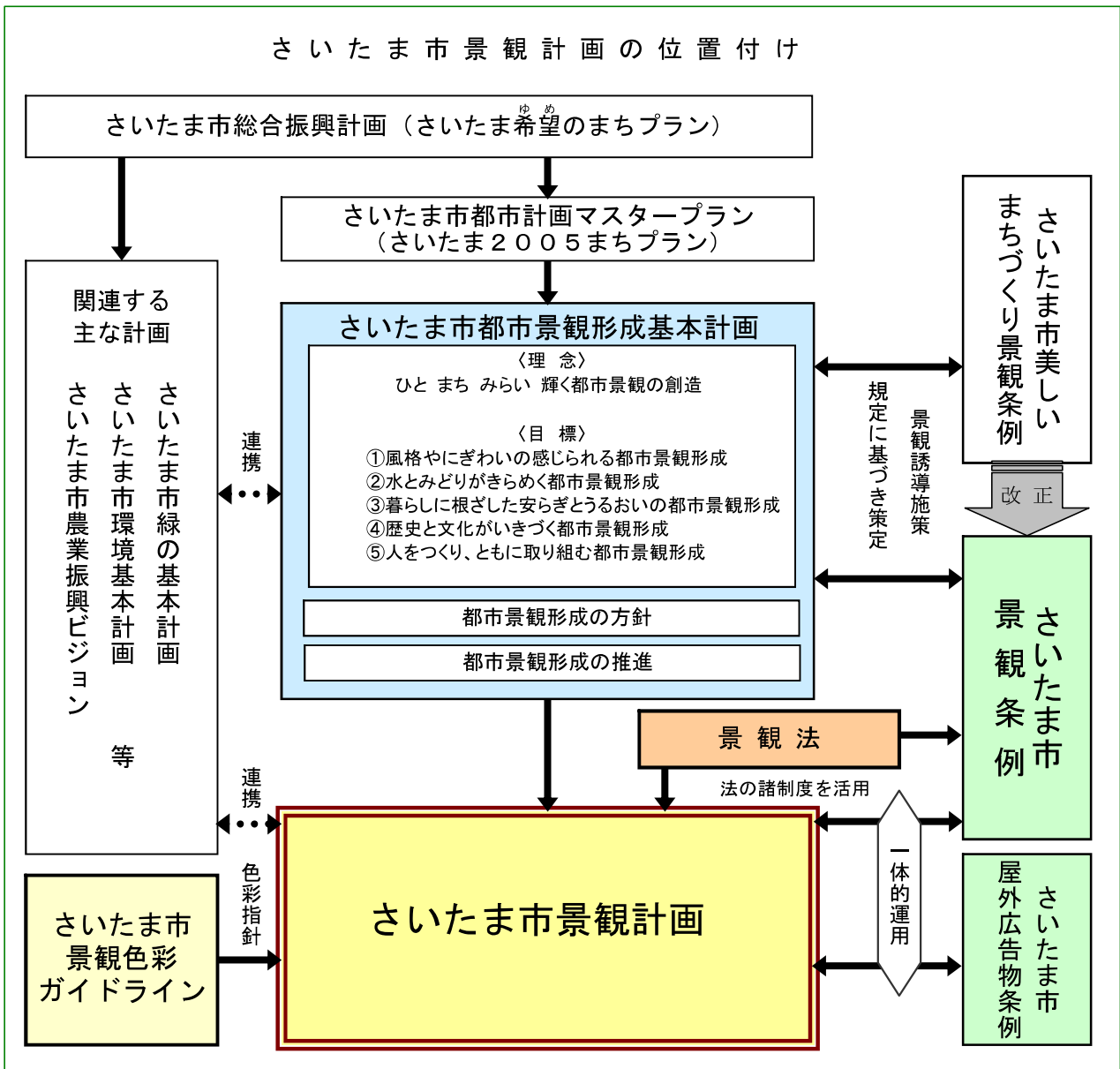
# 序章 はじめに

## 1. 背景と目的

本市では、平成19年10月に都市景観形成のマスタープランとなる「さいたま市都市景観形成基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。この基本計画では、優れた都市景観の形成を図るため①理念と目標 ②都市景観形成の方針 ③都市景観形成の推進 を提示し、市民、事業者、行政の共通の指針としました。

一方、良好な景観の形成に対する枠組みの整備とそれを実現するための手法として、平成16年6月に景観法（以下「法」という。）が制定されました。

「さいたま市景観計画」は、基本計画に掲げた都市景観形成の理念「ひと まち みらい 輝く都市景観の創造」のもと、市民、事業者、行政が協力し、さいたま市の優れた都市景観を形成することを目的として、法第8条の規定に基づき策定するものです。



# 第1章 景観計画の区域

(法第8条第2項第1号)

## 1. 景観計画の区域

### (1) 景観計画区域の区分

景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は市全域とし、区域の特性に応じ次のとおり区分します。

区域・地区名	考え方
景観誘導区域	基本計画において、主に市街地景観ゾーン、住宅地景観ゾーンに位置づけられた区域（市街化区域）を「景観誘導区域」とし、優れた都市景観形成の誘導を図ります。ただし、景観形成特定地区を除きます。
景観保全区域	基本計画において、主に武蔵野景観ゾーン、田園景観ゾーンに位置づけられた区域（市街化調整区域）を「景観保全区域」とし、優れた都市景観の保全を図ります。ただし、景観形成特定地区を除きます。
景観形成特定地区	地区の景観特性を生かす、又は新たに魅力ある都市景観の形成を図る地区を「景観形成特定地区」とし、重点的かつ積極的に都市景観の形成を図ります。

### (2) 景観形成特定地区の指定の方針

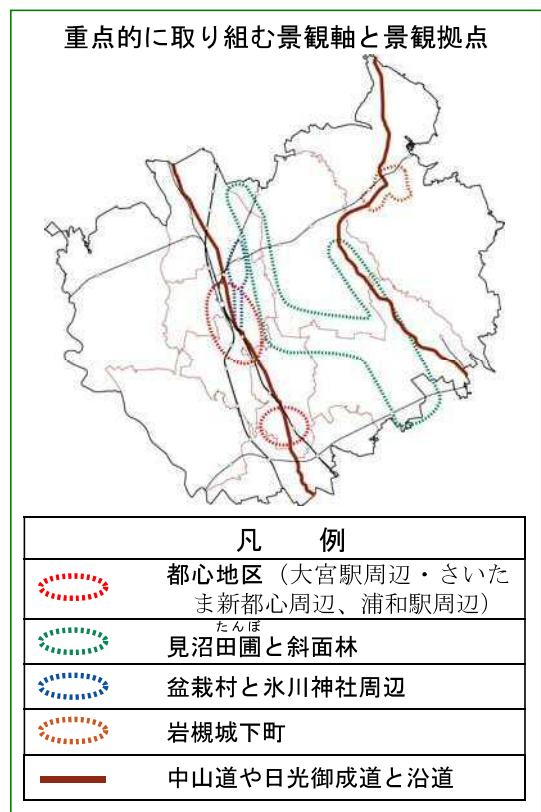
景観形成特定地区は、以下に掲げる地区について、市民や事業者との合意形成に基づき、「景観誘導区域」、「景観保全区域」とは別に独自の基準等を定め、指定します。

- ◇基本計画において、重点的に取り組む景観軸と景観拠点として位置づけられている地区
- ◇市街地開発事業等の都市基盤整備にあわせて、良好な都市景観の形成が望まれる地区
- ◇市民等による地区独自の景観形成の提案が行われた地区
- ◇その他市長が必要と認める地区

### (3) 宮原景観形成特定地区

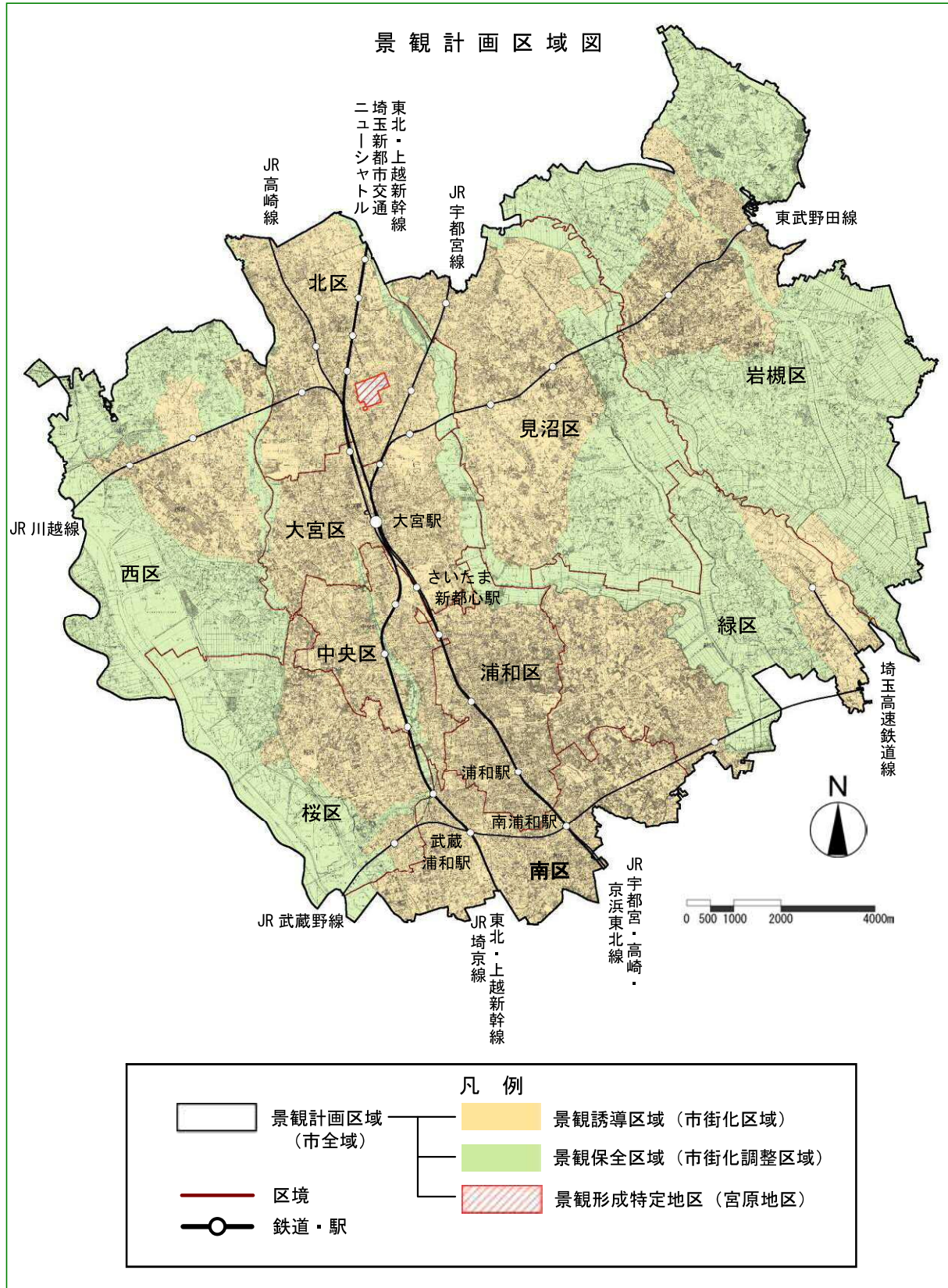
北部拠点宮原地区は、既存市街地の中に新たに整備された計画的な市街地であり、宮原地区まちづくり協議会が中心となってガイドラインが策定されるなど、これまでも条例に基づき景観誘導が行われている地区であることから、景観形成特定地区に指定します。

宮原景観形成特定地区の区域は、北区宮原町1丁目及び植竹町1丁目の各一部（さいたま都市計画事業北部拠点宮原土地区画整理事業区域内 約31.7ha）となります。



## 2. 景観計画区域図

景観計画区域は市全域とし、景観誘導区域、景観保全区域、景観形成特定地区の位置及び範囲を、以下に示します。





# 第2章 景観計画区域における 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第2項第2号)

## 1. 都市景観形成の基本方針

優れた都市景観の実現を図るため、都市景観形成の基本方針を以下のとおり定めます。

### (1) 建築物等に対する景観誘導

地域の都市景観の形成に影響を与える建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）について景観誘導を行い、建築物等が周辺の都市景観と調和することにより、市民が愛着や誇りを持てる優れた都市景観の形成を図ります。

### (2) 物件の堆積に対する修景誘導

農地や樹林地などの自然景観に影響を与える屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（以下「物件の堆積」という。）について修景誘導を行うことにより、物件の堆積による都市景観への影響を低減させ、良好な自然景観の保全を図ります。

### (3) 都市景観資源の活用

新たな都市景観資源の創出や、景観重要建造物・景観重要樹木などを保全するとともに、これらの活用を図ることにより、優れた都市景観の形成を図ります。

## 2. 都市景観形成の方針

優れた都市景観の実現を図るため、景観誘導区域、景観保全区域及び景観形成特定地区ごとに都市景観形成の方針を以下のとおり定めます。

区域・地区名	都市景観形成の方針
景観誘導区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 駅を中心とした商業施設や業務施設などの都市機能が集積した市街地では、風格やにぎわいの感じられる、優れた都市景観の形成を図ります。</li><li>・ 住宅地では、土地利用に応じてさらなるみどりの保全と創出を進めるとともに、うるおいのある都市景観の形成を図ります。</li></ul>
景観保全区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 武蔵野台地に位置する地域では、地形や雑木林・屋敷林などの背景となる自然やみどりを大切にし、周辺と調和した都市景観の形成を図ります。</li><li>・ 河川沿いの低地部に広がる農地や集落を中心とした地域では、広がりのある水田の景観や点在する屋敷林、生垣などのみどりを生かし、安らぎのある田園景観の保全を図ります。</li></ul>



宮原景観形成  
特定地区

- ・地区の骨格を明確にし、その沿道空間におけるみどりの景観とにぎわいの創出を図ることにより、周辺市街地の都市景観の形成に対し先導的な役割を果たします。

【十字骨格】

- ・きたましましま公園を核として、加茂宮広路線、さくら中央通線に沿って程よい高さの建築物等とみどり、空地が一体となり、にぎわい機能を備えた骨格景観を形成します。

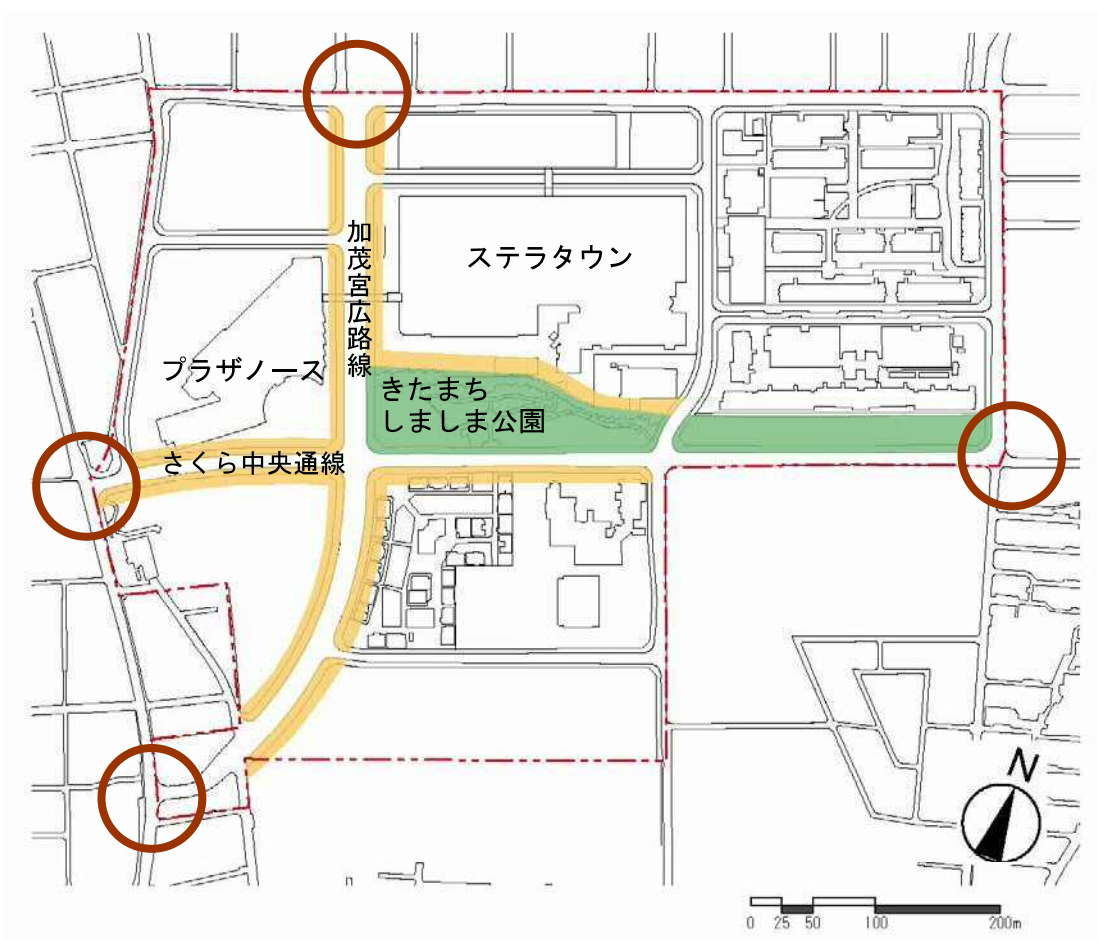
【主要な結節点】




- ・十字骨格の東西南北の端部は地区への玄関口として、塔状建築物やピロティ、モニュメントなど建築的・造形的工夫で地区の門を演出します。

【地区境】

- ・地区縁辺部は、みどり主体の景観形成を図り、地区の領域を示すと同時に周辺市街地との調和に配慮します。

都市景観形成方針図



凡 例					
	十字骨格		主要な結節点		地区境

# 第3章 良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号)

## 1. 用語の定義

この章における用語の定義は、次のとおりとします。

建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。

工作物：以下に掲げるものをいう。

- ① 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
- ② 擁壁
- ③ 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ④ 煙突、排気塔、換気施設その他これらに類するもの
- ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑥ 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類するもの
- ⑦ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ⑧ 製造施設、貯蔵施設、粉碎施設、処理施設その他これらに類するもの
- ⑨ 遊戯施設その他これらに類するもの
- ⑩ 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- ⑪ 日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ⑫ その他市長が指定するもの

物件の堆積：屋外において行う、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積をいう。

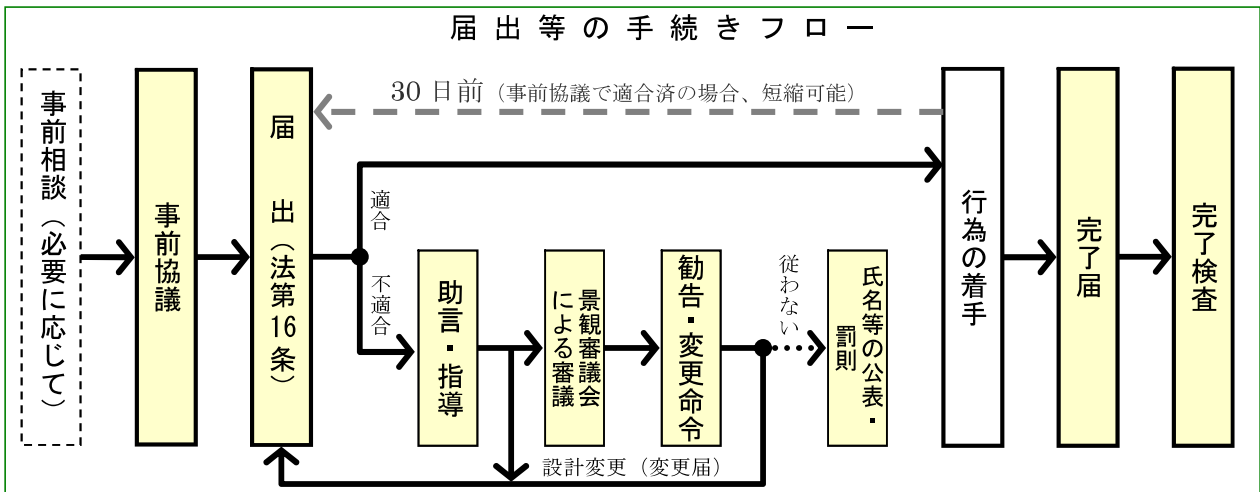
自然素材等：自然界に存する資材であって、木系、石系、土系、セメント系（塗膜等で表面保護をしたものを含み、色彩調整のために色粉を混入したもの等を除く。）及びガラスをいう。

## 2. 届出制度

景観計画に定める、都市景観に大きな影響を与える大規模な建築物の建築等や工作物の建設等（届出対象行為）を行おうとする場合は、法に基づく届出が必要です。

また、当該届出が円滑に行えるよう市と事前に協議（事前協議）する制度を設けております。この事前協議で景観計画に適合し、かつ、届出における審査においても同様に適合していると認められた場合は、行為の着手制限の期間が短縮されます。

なお、事前協議や届出にあたっては、「さいたま市景観色彩ガイドライン」との整合にも配慮が必要です。



### 3. 届出対象行為

届出対象行為は、以下のいずれかに該当する行為とします。

#### (1) 景観誘導区域

行為の種類	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築物の建築等」という）	「高さが12mを超えるもの」又は「建築面積が1,000㎡を超えるもの」
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「工作物の建設等」という）	「高さが12mを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが4mを超え、かつ、その上端の地盤面からの高さが12mを超えるもの）」又は「築造面積が500㎡を超えるもの」

#### (2) 景観保全区域

行為の種類	届出対象規模
建築物の建築等	「高さが12mを超えるもの」又は「建築面積が1,000㎡を超えるもの」
工作物の建設等	「高さが12mを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが4mを超え、かつ、その上端の地盤面からの高さが12mを超えるもの）」又は「築造面積が500㎡を超えるもの」
物件の堆積	「堆積の高さが1.5mを超えるもの」又は「物件の堆積に係る敷地面積が500㎡を超えるもの」 (ただし、さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例第2条第4号に規定する土砂の堆積を除く。)

#### (3) 宮原景観形成特定地区

行為の種類	届出対象規模
建築物の建築等	全てのもの
工作物の建設等	「高さが12mを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが4mを超え、かつ、その上端の地盤面からの高さが12mを超えるもの）」又は「築造面積が500㎡を超えるもの」

※上記(1)～(3)において、建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該行為が各立面の面積の1/3以下のものは除きます。

## 4. 景観誘導区域における景観形成基準

### (1) 建築物・工作物の景観形成基準

建築物・工作物の景観形成基準（景観誘導区域）							
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路に面してオープンスペースを設けるとともに、周囲との連続性に配慮する。</li> <li>○ 駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから目立つ位置には設置しないように努める。</li> </ul>						
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、単調な印象とならないものとする。</li> <li>○ 道路に面してシャッターを設置する場合は、まちのにぎわいを分断しないよう工夫する。</li> <li>○ 夜間照明を設置する場合は、暖かみのある照明を用いるなど、夜でも安全に楽しく歩ける歩行空間となるよう配慮する。</li> <li>○ 過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避ける。</li> <li>○ 周囲の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○ 街角部分では美しさや特徴ある景観を演出するよう努める。</li> <li>○ 低層部分では、にぎわいや開放感を演出するよう努める。</li> <li>○ 屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から目立たないように配慮する。</li> <li>○ 屋外階段は、表通りから見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する。</li> <li>○ バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。</li> <li>○ 周辺の大規模な建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する。</li> </ul>						
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲の建築物等と調和しない色彩、素材は使用しない。</li> <li>○ 外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。 ただし、各立面の面積の1/5未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0R～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※マンセル表色系の表示方法—三属性による表示（マンセル値）による。 色相は色あいの違いを示す。（R：赤，Y：黄） 彩度は色の鮮やかさを示す。（数値が大きくなるほど鮮やかになる。）</p>	色相	彩度	0R～5Y	6以下	その他	2以下
色相	彩度						
0R～5Y	6以下						
その他	2以下						
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、植樹等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ 道路に面して植栽やベンチを設けるなど、開放的で魅力あふれる空間となるよう工夫する。</li> <li>○ 隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする。</li> <li>○ 駐輪場は、植樹等による修景に努める。</li> </ul>						
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シンボルツリーの配置や、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ 接道部の緑化や建築物の屋上緑化、壁面緑化により、みどり豊かな、魅力的な空間をつくる。</li> </ul>						
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ 自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。</li> </ul>						

## 5. 景観保全区域における景観形成基準

### (1) 建築物・工作物の景観形成基準

建築物・工作物の景観形成基準（景観保全区域）							
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲からの見え方や自然景観への見通しなどに配慮する。</li> <li>○ 駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから目立つ位置には設置しないように努める。</li> </ul>						
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、単調な印象とならないものとする。</li> <li>○ 夜間照明を設置する場合は、周辺環境の雰囲気や損ねないよう控えめな照明とするよう配慮する。</li> <li>○ 点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は使用しない。</li> <li>○ 周辺の自然景観やみどりとの調和に配慮する。</li> <li>○ 屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から目立たないように配慮する。</li> <li>○ 屋外階段は、表通りから見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する。</li> <li>○ バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。</li> </ul>						
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺の環境と調和しない色彩、素材は使用しない。</li> <li>○ 外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。 ただし、各立面の面積の1/10未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0R～5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※マンセル表色系の表示方法—三属性による表示（マンセル値）による。 色相は色あいの違いを示す。（R：赤，Y：黄） 彩度は色の鮮やかさを示す。（数値が大きくなるほど鮮やかになる。）</p>	色 相	彩 度	0R～5Y	4 以下	その他	2 以下
色 相	彩 度						
0R～5Y	4 以下						
その他	2 以下						
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、植樹等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ 隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする。</li> <li>○ 駐輪場は、植樹等による修景に努める。</li> </ul>						
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大きな樹木は極力保存するとともに、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ 敷地内の緑化により、みどり豊かな、魅力的な空間をつくる。</li> </ul>						
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ 自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。</li> </ul>						

### (2) 物件の堆積の景観形成基準

物件の堆積の景観形成基準（景観保全区域）	
物件の 堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堆積物は、塀、囲い又は植栽等により遮蔽し、修景する。やむを得ず遮蔽できない場合は、整然と積み上げるなど、周辺の景観を乱さぬよう配慮する。</li> <li>○ 物件の堆積のための擁壁や堆積物件の周囲を囲う塀又は囲い等の色彩は、建築物・工作物の景観形成基準における色彩の制限に適合させて、周囲からの見え方に配慮する。</li> </ul>



## 6. 宮原景観形成特定地区における景観形成基準

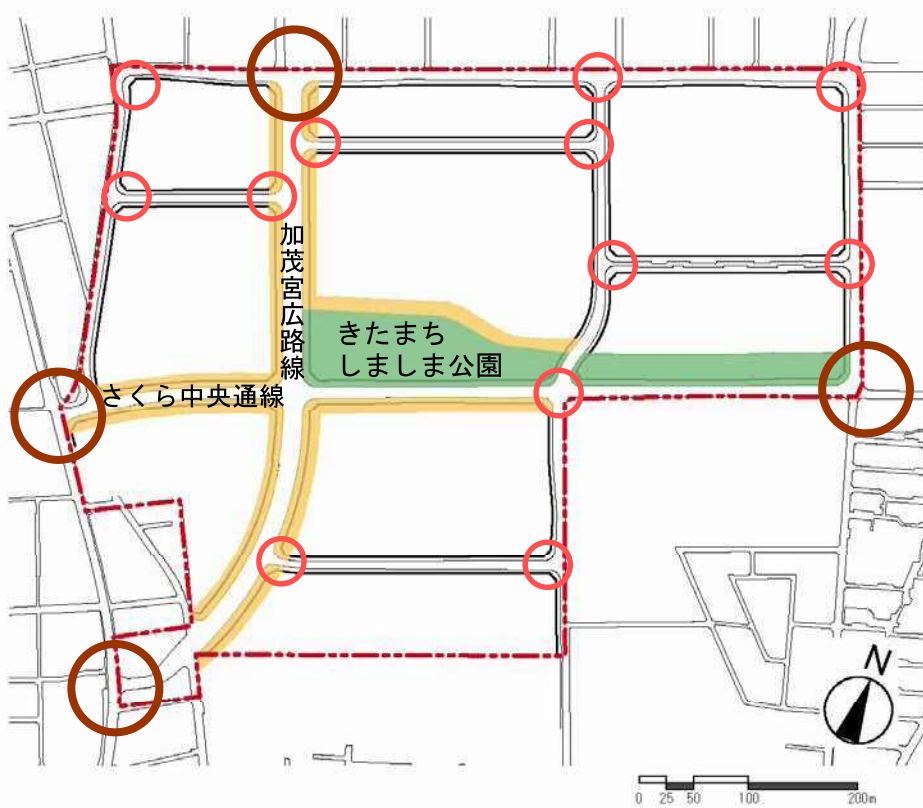
### (1) 建築物・工作物の景観形成基準

建築物・工作物の景観形成基準（宮原景観形成特定地区）									
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺市街地や隣接街区と調和するよう、オープンスペースやみどりの連続性、空間の一体的利用など敷地間相互に整備する。</li> <li>○ 一边が概ね100mを超える街区では、街区内に通路や空地等を設けることにより、街区の分節化を行う。</li> <li>○ 駐車場は、直接道路に面さないよう街区の内側に設置するよう工夫する。</li> </ul>								
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 沿道壁面の立面は、長大になり過ぎて単調とならないよう街区の内側への見通しやアクセス空間となるスリットを設けるなど、適宜分割又は分節した意匠とする。</li> <li>○ 十字骨格では、建築物の室内照明から漏れる光やライトアップなどによる光により、沿道に光の連続性をつくり出すよう工夫する。</li> <li>○ 結節点では、周辺環境への光害に配慮した上で、植栽やストリートファニチュアのライトアップなどで夜間のランドマークをつくるよう工夫する。</li> <li>○ 地区縁辺部、敷地内空間では、落ち着いた雰囲気損ねないよう控えめな照明とし、足下灯やダウンライトなどにより暗がりや物陰などが生じないように工夫する。</li> <li>○ 主要な結節点においては、地区への玄関口として、塔状建築物やピロティ、モニュメントなど建築的・造形的工夫で地区の門を演出するよう工夫する。</li> <li>○ 結節点には、造園的工夫により、みどりの結節点としての小広場や来訪者等の休憩の用に供するストリートファニチュアなどと一体となった景観をつくるよう工夫する。</li> <li>○ 屋上や外壁等の建築設備は、建築物等との意匠の一体化や、植栽による修景などにより、公共空間から見えにくいようにする。</li> <li>○ 屋外階段など、建築物の付随的な部分は、目立たぬよう主要部分との一体化を図るなどの意匠とする。</li> <li>○ バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。</li> <li>○ 屋根又は頂部は、形態や高さの変化、屋上を緑化するなど景観に配慮する。</li> <li>○ 周辺の建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する。</li> </ul>								
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ みどりと甚だしく調和しない色彩、素材は使用しない。</li> <li>○ 外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。 ただし、各立面の面積の1/5未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0R～10YR</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0Y～10GY</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※マンセル表色系の表示方法—三属性による表示（マンセル値）による。 色相は色あいの違いを示す。（R：赤，YR：黄赤，Y：黄，GY：黄緑） 彩度は色の鮮やかさを示す。（数値が大きくなるほど鮮やかになる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 隣接する建築物等との色相の連続性への配慮、あるいはアクセント的な色相の変化などの工夫により、地域に馴染む色彩とする。</li> <li>○ 低層部から高層部に向け、垂直方向に低彩度・高明度となる色彩の変化などにより、圧迫感を軽減するよう工夫する。</li> </ul>	色 相	彩 度	0R～10YR	6 以下	0Y～10GY	4 以下	その他	2 以下
色 相	彩 度								
0R～10YR	6 以下								
0Y～10GY	4 以下								
その他	2 以下								

## 建築物・工作物の景観形成基準（宮原景観形成特定地区）

外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場をやむを得ず道路に面して設置する場合は、植栽等による修景など、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ 駐車場へのアプローチ通路は集約化を図り、街並みの連続性や歩行者動線を分断しないよう工夫する。</li> <li>○ 駐車場のアプローチ通路が街区を分節する場合は、歩車共存型となるよう努める。</li> <li>○ 駐輪場は、明確な区分の上で歩行者空間に近接して設ける。</li> <li>○ 駐輪場が大規模なものとなる場合は、植栽等により囲むか、建築物内に収めるなど、景観に配慮する。</li> <li>○ ごみ集積所は、ごみが外部から見えないような入口や構造とする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見せるみどりの修景や隠すみどりの修景を積極的に取り入れ、敷地内緑化で沿道の緑化を補完する。</li> <li>○ 十字骨格においては、街路樹と敷地内緑化の協調により、豊かなみどりの骨格をつくる。</li> <li>○ その他の沿道については、街区の土地利用や場所のまとまりに応じ、街路樹と敷地内緑化の協調によりみどりの骨格を補完する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>○ 自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。</li> </ul>

宮原景観形成特定地区図



凡 例			
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span> 十字骨格	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px solid brown; border-radius: 50%;"></span> 主要な結節点	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 1px solid red; border-radius: 50%;"></span> 結節点	<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 2px dashed red;"></span> 地区境



## 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号)

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、以下のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものを所有者と協議し、景観重要建造物として指定します。

- 一 歴史的な建造物
- 二 歴史的な様式や技法を有する建造物
- 三 地域における生活や生業から形成された地域固有の建造物
- 四 地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物
- 五 景観形成に先導的な特徴のある建造物

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものを所有者と協議し、景観重要樹木として指定します。

- 一 歴史的・文化的意義のある樹木
- 二 特徴的な樹容の樹木
- 三 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木

# 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第5号イ)

## 1. 屋外広告物の規制誘導に関する基本的考え方

優れた都市景観の形成及び風致の維持を図るため、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の形態意匠は、周囲の建築物等の形態意匠や周辺の景観に十分配慮するものとします。

また、その管理を適正に行い、破損や老朽化等により劣化したものについては、速やかにこれらに対する措置を講じるものとします。

## 2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関しては、さいたま市屋外広告物条例により規制、誘導を図ります。

特に、本市の優れた都市景観を形成及び風致の維持を図るため、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、以下の事項に配慮するものとします。

- 一 建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、意匠等とする。
- 二 高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、周辺景観との調和に配慮した色彩とする。
- 三 宮原景観形成特定地区における屋外広告物の表示等は、地区の骨格となる沿道空間の先導的な景観形成を図るため、歩行者の通行の安全性や歩行者空間の楽しさ、隣接物との連続性、点滅光源等の制限、施設機能のわかりやすい表現などに配慮したものとす。

## 第6章 景観重要公共施設の指定の方針

### 1. 景観重要公共施設の指定の方針

法第8条第2項第5号ロに規定される特定公共施設は、地域の景観に与える影響が大きいことから、本市の都市景観の骨格となるものや景観形成特定地区内に位置するものについては、必要に応じ、当該特定公共施設の管理者と協議し、景観重要公共施設に指定します。





# さいたま市景観計画

平成22年3月

さいたま市都市局都市計画部都市計画課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
TEL 048-829-1404 FAX 048-829-1979  
E-mail [toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp](mailto:toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp)